

第 47 号議案

国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 29 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、生活保護法及び児童手当法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

国立市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12 月国立市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

別表第 2 の 13 の項特定個人情報の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表の 18 の項特定個人情報の欄中「又は特例給付

(同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。) 」を削る。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 2 の 1 3 の項特定個人情報の欄の改正規定 公布の日
- (2) 別表第 2 の 1 8 の項特定個人情報の欄の改正規定 令和 6 年 1 0 月 1 日
- (3) 第 2 条の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日